

被拘禁少年の教育と援護に関する一八五〇年八月五- 一二日の法律

フランス刑事立法研究会(訳)

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

大貝, 葵
金沢大学人間社会研究域法学系 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1445855>

出版情報 : 法政研究. 80 (4), pp. 555-563, 2014-03-13. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

被拘禁少年の教育と援護に関する 一八五〇年八月五―一二日の法律

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

被拘禁少年の教育と援護に関する一八五〇年八月五―一二日の

法律

はしがき

本資料は、「被拘禁少年の教育と援護に関する一八五〇年八月五―一二日の法律 (La loi du 5-12 août 1850 sur l'éducation et le patronage des jeunes détenus)」を訳出したものである。

本法は、もっぱら被拘禁少年の教育と援護を目的としており、フランスの立法の中でも比類のないものと評される^①。その主な内容は、①有罪宣告を受けた少年に限らず、未決勾留中の少年も含めて、全ての被拘禁少年に対して教育を

提供すること、②未決勾留段階から少年と成人を分離すること、③少年の性別及び犯罪性の進行度に対応した行刑施設を設置すること、及び、④一部を除き、民間による行刑施設の設置を可能にすることである。

本法成立の経緯は、次のようなものであった。本法の主人公者は内務大臣 Charles-Marie-Tanneguy DUCHATEL で、当初、行刑機関の監視下に成人と区別された特別な施設を創設することが主眼とされていた。この計画は、Metray における一八四〇年の農業コロニー創設以来、継続的に検討され、一八四三年、農業コロニー設置法案が第一読会において可決された。しかし、この法案が貴族院 (la Chambre des pairs) で可決される前に、一八四八年革命が起こった。一八四九年一月一日の国民議会において、公的扶助委員会 (la commission de l'assistance publique) の名で Hyacinthe-Marie-Auguste CORNE に よって提出、報告されたのは、大きく修正された新たな法案であり、この法案は、一八五〇年八月五日、国民議会によって最終的に可決された^②。

本法の立法趣旨は、この CORNE 報告書から読み取ることが出来る。

同委員会の見解によれば、Metray のコロニーで行わ

れた実践等を参照しつつ、まずもって、農作業による行刑の有用性が強調される。即ち、被拘禁少年を少人数のグループに分け、一貫した管理の下、農作業に従事させることは、道徳的な更生の最も確実な要素であるとされる。

次に、同委員会は、国家財政逼迫の折、国家による農業経営は困難であり、国家自らが行刑コロニーの創設及び維持を全面的に担うよりも、補助金を通じた助成及び援助によって民間活力を動員する方が望ましいとしている。

また、同委員会の提言は、被拘禁少年の收容形態にも及ぶ。一方では、被拘禁少年のためには、軽微な犯罪を行つたにすぎない少年と重罪を犯した早熟性退廃が見られる少年とを区別し、後者を特別な施設に收容して、前者との接触を回避するべきであると主張される。他方で、躰の良さや素行の良さを保持するのは、主として一家の母親の手によるのであり、女性の道徳性は男性のそれより社会にとつて重要であるとして、女子少年を收容するための施設が別途必要であると提案される。⁽³⁾

このようにして成立した本法は、被拘禁少年の教育の原理及び分類処遇の原理を定立し、法文それ自体はかなり自由主義的であった。⁽⁴⁾しかし、第二帝政の下、内務大臣 Jean-Gilbert Victor de PERSIGNY によってなされた解

釈、及び、民間コロニーを徐々に抑圧していく財政上の規定が、本法の目指す効果を急速に削ぎ落としていくこととなる。⁽⁵⁾

これに関連して、同法の運用上の問題点及び同法に内在する問題点が浮き彫りになる。第九条によって規定されるコロニー外への滞在が一定の適用例を見いだしたのを除けば、⁽⁶⁾本法の目的を実現するに当たり、さまざまな困難が生じた。

未決勾留段階の被拘禁少年に対する教育について、未決勾留は拘留所 (maisons d'arrêt) において実施され、成人との雑居は、一九世紀を通して恒常的であり、若年被告人は、実際、いかなる種類のいかなる教育も受けなかった。⁽⁷⁾行刑コロニーの創設は、刑務所と完全に区別される、教育目的の施設が法律によって承認されたという点で画期的であった。しかし、実際、無罪を宣告された(二〇歳までの)若者と(六月以上二年以下の)有罪を宣告された若者を雑居させることで、行刑コロニーはますます処罰的傾向を強めることとなり、(第四条で規定された)被有罪宣告少年に対する最初の三ヶ月の特別な制度が全く実施されなかったことがますますこの傾向を増長させた。⁽⁸⁾

民間活力の導入をめぐることは、本法をきつかけとして、

一九世紀の終わりまで、公的セクターの支持者と民間セクターの支持者の間で多くの論争が巻き起こり、實際上、民間施設の設置及び運営に関しては、財政的問題が最大の足枷となった。⁹⁾

行刑コロニーの視察委員会については、一八五〇年八月一七日以来、内務大臣が通達で知事に対して、至急、同委員会を設置するように促し、他方で、一八六九年の施行規則第一二四条がその存在を想起させるにもかかわらず、依然、視察委員会は設置されていなかった。¹⁰⁾

矯正コロニーに関する本法第一〇条及び第一一条は、一八九五年まで実際の適用がなく、アルジェリアにおける矯正コロニーの創設は、実現されなままに終わり、本法第一四条の視察及び報告もほとんど機能しなかった。¹¹⁾

犯罪を理由として収容される女子少年及び父親の懲戒権によって収容される女子少年に関する本法第一五条ないし第一八条の適用も非常に遅く、一八八五年まで、女子少年の再教育は、修道会の施設に丸投げされた。¹²⁾

本法第十九条が規定する釈放時の公的扶助について、少年の援護を担うのは県の部局であるが、当該部局は組織されず、本法第二一条の法律特別施行令が存在しないことから第一九条は適用されなかった。¹³⁾ 当該施行令は、一八九

九年七月一五日のアレテを待たなければならなかった。¹⁵⁾

本法第二〇条が国家の財政負担を規定しているにもかかわらず、民間セクターは、実際、補助金の漸次的減少によって締め付けられた。補助金の減少から慈善団体は自主的に営業活動の休止に追い込まれたり、犯罪者以外の収入源を見いだすことを余儀なくされたりしたことから、生き残ることができたのは、有力な宗教活動によって支持される施設のみであった。¹⁶⁾

このように、本法は、実際の運用上、大きな問題を抱えているが、本法の理念的な評価自体も分かれている。立法当時、CORNEが、本法において、「我々が責任を負う限度において、道徳教育、ならびに、後見、援護及び更生の観念は、処罰の観念及び利益に対して優位を占める」として、本法の掲げる教育及び援護の目的を処罰との対比で高次に位置づけたのに対し、PÉDRONは、犯罪行為によるのではなくその人の危険性によって拘禁を条件づける二〇〇八年に導入された保安監置と本法によって規定されるコロニーへの収容の共通性を指摘する。即ち、いずれの措置も、イタリア実証学派、とりわけ、Raffaele GAROFALOの推奨する危険な個人に対する保安処分という社会学的アプローチの文脈でとらえることができる。¹⁷⁾

かくして、本法の掲げる目的は、上述したさまざまな困難から容易には達成されず、本法の評価についても、現代的視点からすれば、むしろ本法のもつ治安主義的側面が強調されることすらある。しかしながら、被拘禁少年の教育及び援護という視点の重要性は、現代においても一貫して承認される場所であり、一八五〇年の段階で、それを鮮明に打ち出した本法の意義はきわめて大きいというべきである。²⁰⁾ このことは、現行少年法を形成する一九四五年二月二日のオールドナンスによっても、その前身となる一九二二年七月二日の法律によっても、本法が廃止されなかつたことから窺い知ることができであろう。²¹⁾

本法の掲げる被拘禁少年の教育及び援護は、当然のことながら、わが国において少年の保護のあり方を考える際にも非常に大きな位置を占める問題であり、この点、本法を精査することによってわが国にも有益な示唆が得られるものと思われる。また、同法をめぐる教育と制裁の關係、及び、教育的措置の保安処分性についての指摘は、わが国で保護処分の法的性質を検討する上で、参考になるであろう。

以下、本法律を翻訳して紹介する。なお、翻訳にあたっては、井上宜裕（九州大学大学院法学研究院准教授、及び、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法理学系准教授）が行

い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（井上宜裕）

被拘禁少年の教育と援護に関する一八五〇年
八月五—二日の法律 (5-12 août 1850. — Loi
sur l'éducation et le patronage des jeunes
détenus (Bull. n° 2542; D.1850.4.181))

国民議会は以下の内容の法律を可決した。

第一条 重罪、軽罪もしくは租税法違反の違警罪 (contraventions aux lois fiscales) を理由に、または、父親による懲戒権に基いて (par voie de correction paternelle) 拘禁される男子及び女子は、未決勾留の期間中であれ、行刑施設における収容期間中であれ、道徳、宗教、及び、職業上の教育を受ける。

第二条 拘置所及び重罪被告人拘置所 (les maisons d'arrêt et de justice) において、あらゆるカテゴリーの被

拘禁少年に対し、独立した区画が割り当てられる。

第三条 ①弁識能力なく（sans discernement）行為したとして刑法第六六条に従い無罪となったが、親へ引き渡されない被拘禁少年は、行刑コロニー（une colonie pénitentiaire）へ送致される。当該少年は、行刑コロニーにおいて、厳格な規律の下、集団で養育され、農作業（travaux de l'agriculture）、及び、それに関連する主たる作業（principales industries）に従事する。

②当該少年には初等教育が伴う。

第四条 ①行刑コロニーは、六月以上二年以下の拘禁刑を言い渡された被拘禁少年も同様に引受ける。

②当該被拘禁少年は、行刑コロニー収容開始後三ヶ月間、独立した区画に収容され、居室内での作業（travaux sédentaires）に従事する。

③前記期間満了時に、施設長は、少年の態度が良好であることを理由に、当該少年に対し、コロニーでの農作業を許可しうる。

第五条 ①行刑コロニーには、公的施設または民間施設が

ある。

②公的施設は、国家により設立される施設であり、その長は国家により任命される。

③民間施設は、私人により設立及び運営され、国家の認可を受けた施設である。

第六条 ①本法公布から五年間、被拘禁少年のための行刑コロニーを設立しようとする私人または団体は、内務大臣に対し認可を申請し、その際、当該施設の計画、規約、及び、内規を書面で提出するものとする。

②内務大臣は、正式に認可されたこれらの施設と、定められた員数の被拘禁少年に対する監護、扶養、及び、教育に関する協定を結ぶことができる。

③五年の期間満了時、民間施設が被拘禁少年の全員を収容することができなかった場合、国家の費用により、行刑コロニーが設置される。

第七条 すべての民間行刑コロニーは、政府によって承認された責任者たる施設長によって運営され、この施設長は、少年院長の権限を付与される。

資料
第八条 すべての行刑コロニーには、視察委員会 (*conseil de surveillance*) が設置され、本委員会は、次の
資
者で構成される。

知事の代理人 (*un délégué du préfet*)、
司教区の司教によつて指名された司祭 (*un ecclésiastique désigné par l'évêque du diocèse*)、
県会の代表者二名 (*deux délégués du conseil général*)、
同僚によつて互選された郡民事裁判所の構成員 (*un membre du tribunal civil de l'arrondissement*)。

第九条 行刑コロニーの被拘禁少年は、試験的に、かつ、
法律特別施行令 (*le règlement d'administration publique*) により定められた条件の下、コロニー外に一時滞在
することが許可されうる。

第一〇条 ①フランスにおいても、アルジェリアにおいて
も、次に掲げる者が送致され養育される、一つまたは複数の
矯正コロニー (*colonies correctionnelles*) が設置され
る。

- 一 二年以上の拘禁刑を言い渡された被拘禁少年
- 二 不服従を宣告された行刑コロニーの被拘禁少年

②不服従の宣告は、施設長の申出に基づき、視察委員会に
より下される。当該宣告は、内務大臣の承認を要する。

第一条 矯正コロニーの被拘禁少年は、収容開始後六ヶ
月間、拘禁に服し、居室内での作業に従事する。前記期間
満了時に、施設長は、少年の態度が良好であることを理由
に、当該少年に対し、コロニーでの農作業を許可しうる。

第一二条 前条を除いて、本法によつて定められる行刑コ
ロニーに関する規定は、矯正コロニーに準用される。アル
ジェリアに設置される矯正コロニーの視察委員会の構成員
は、五名とし、県知事 (*le préfet du département*) によ
り指名される。

第一三条 本法第九条及び第一条に従つてとられた措置
は、施設長によつて視察委員会に報告される。

第一四条 行刑コロニー及び矯正コロニーは、管轄区域に
属する検事長 (*procureur général*) による特別の監督に
服するものとし、検事長は、毎年、これらのコロニーを視
察しなければならない。これらのコロニーは、さらに、毎

年、内務大臣によって委任された監督官 (un inspecteur général) の視察を受ける。これらのコロニーの状況に関する全体報告 (un rapport général) は、毎年、国民議会に対して内務大臣によって行われる。

第一五条 本法によって定められる行刑コロニーの設置、体制及び監督に関する規定は、次条以下の修正を除いて、被拘禁女子少年を受入れるために設置される女子少年院 (les maisons pénitentiaires) に準用される。

第一六条 女子少年院は、次の者を受入れる。

- 一 父親による懲戒権に基いて拘禁される女子少年
- 二 期間の長さを問わず、拘禁刑を言い渡された一六歳未満の女子少年

三 弁識能力なく行為したとして無罪となったが、親へ引き渡されない女子少年

第一七条 女子少年院における被拘禁女子少年は、厳格な規律の下で養育され、その性別に適した作業に従事する。

第一八条 ①女子少年院の視察委員会は、次の者で構成さ

れる。

司教区の司教によって指名された司祭、
県知事によって委任された四名の婦人。

②視察は、内務大臣の名において行われ、女子監督官 (une dame inspectrice) によって実施される。

第一九条 第三条、第四条、第一〇条、並びに、第一六条
第二号及び第三号で定められる被拘禁少年は、釈放時、少なくとも三年間、公的扶助の保護の下に置かれる。

第二〇条 ①次に掲げる事項は、国家の負担とする。

一 矯正コロニー、並びに、行刑コロニー及び女子少年院のために使用する公的施設の設置及び維持に要する費用

二 被拘禁少年が委託される民間施設への補助金

②県の組織に関する法律 (la loi sur l'organisation départementale) は、必要に応じて、被拘禁少年の扶養において県の関与する態様について定める。

第二一条 法律特別施行令は、次の事項を定める。

一 被拘禁少年の矯正及び教育を目的とした公的施設の

規律

二 釈放された被拘禁少年に対する援護の態様

(井上宜裕・大貝葵)

- (1) GAILLAC, Henri, *Les maisons de correction 1830-1945*, 1971, p.99.
- (2) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.99.
- (3) D.1850.4.181, note (1) では、公的扶助委員会名で提出された CORNE による報告書の一部が引用されている。
- (4) もっとも、同法には、被拘禁少年の保護のみならず、政治的意図も垣間見られる。CORNE 報告書は、「釈放時アルジェリアの気候に慣れ、アフリカの土壌の耕作を身につけた者たちは、この地の農業コロニーにおいて、自らの力と実践的な知識の使い道を身につけることができるであろう。そして、そのことは、その者たち自身に利益をもたらす。入植に有益である」と述べて、アルジェリア入植に資するよう、アルジェリアに複数の矯正コロニーを設置するよう提言している (D.1850.4.181, note (1))。
- (5) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.100.
- (6) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.104.
- (7) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.100. この点について、一八五三年七月五日の通達には、被拘禁少年の状況が一八五〇年法第二条に「恒常的に抵触」していることを確認して

を述べた (Ibid.)。

- (8) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.101.
- (9) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.102.
- (10) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.104.
- (11) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.105.
- (12) GAILLAC, op. cit. (note 1), pp.105-106.
- (13) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.106.
- (14) GAILLAC, op. cit. (note 1), pp.106-107.
- (15) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.107.
- (16) GAILLAC, op. cit. (note 1), p.107.
- (17) D.1850.4.181, note (1).
- (18) 二〇〇八年二月二五日法に関しては、井上宜裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する二〇〇八年二月二五日の法律 (Loi n° 2008-174) について」法政研究七七巻四号 (二〇一一年三月) 八三一頁以下及び、末道康之『フランス刑法の現状と欧州刑法の展望』(二〇一二年・成文堂) 一八六頁以下参照。
- (19) PÉDRON, Pierre, *Guide de la protection judiciaire de la jeunesse*, 3^e éd., 2012, p.48. PÉDRON によれば、GAROFALO の提唱するアプローチは、後に「社会現象の理解にとって重要な帰結をもたらし、同様に、危険な状態にある非行少年の教育的、教育学的及び司法的ケアの態様に影響を及ぼすことになる」とされ、非行少年は、「社会の被害者 (victime de la société)」ではなく、「犯罪少年

〔*enfant criminel*〕〕として捕捉されることになり、「この文脈において、一八五〇年八月五日の法律は、それ以来、制裁の概念が教育の概念に取って代わる、『行刑コロニー及び矯正コロニー（*colonies pénitentiaires et correctionnelles*）』を創設する」と述べられている（*Ibid.*）。

(20) 本法は、一九世紀末から始まる少年保護立法の先駆と位置づけられるのみならず、その後の行刑にも影響をもたらしている。ちなみに、「行刑コロニー（*colonies pénitentiaires*）」という名称は、一九二七年、「監視付き教育施設（*maisons d'éducation surveillée*）」に取って代わられるまで存続する（*GAILLAC, op. cit. (note 1), p.101 参照*）。

(21) *GAILLAC, op. cit. (note 1), p.99 参照*。